

「電子制御装置整備」の認証は取得されましたか？

経過措置期間の満了まで残り1年を切っています！

令和2年4月1日の道路運送車両法の改正により、「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」に変更され、新たな対象装置として「電子制御装置整備」が追加されました。この対象装置の追加により、自動車のカメラ・レーダーの取外し、取り付け角度の変更や、カメラ・レーダー等が取り付けられている車両前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着、スキャンツールをつないでのエーミング等には、「電子制御装置整備」の認証が必要になっています。

現在は、令和2年4月1日以前より「電子制御装置整備」を実施されていた整備事業者に対する4年間の経過措置が適用されていますが、この経過措置期間が令和6年3月31日をもって満了するまで、残り1年を切っています。

経過措置期間の満了後も引き続き「電子制御装置整備」を行うためには、**令和6年3月31日までに必ず「電子制御装置整備」の認証を取得**する必要があります。

なお、「電子制御装置整備」の認証を取得するためには、計画的な準備が必要であり、経過措置期間の満了間際に運輸支局への申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので**期間に余裕を持った計画的な申請**をお願いいたします。

詳しくは、最寄りの運輸支局整備担当までお問合せください。

【特定整備の認証が必要な例】

○衝突被害軽減ブレーキ及びレーンキープ等にかかる以下の作業

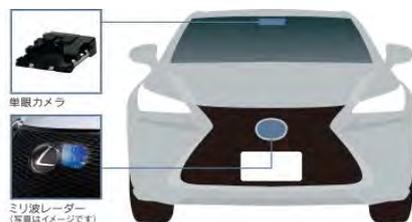
- ・ カメラ・レーダーの取外し・取り付け角度の変更
- ・ カメラ・レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ・グリル)、窓ガラスの脱着
- ・ スキャンツールをつないでのエーミング

複眼カメラ



(スバル HP より)

カメラ・ミリ波レーダー複合型



(レクサス HP より)

経過措置期間の満了後（令和6年4月以降）の注意点

◎**認証工場**は、「電子制御装置整備」の認証を取得するまでの間、**対象装置を整備できません。**

◎**指定工場**は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、「電子制御装置整備」の認証を取得するまでの間、「電子制御装置整備」を実施しない場合であっても、**対象車両の車検ができません。**